

第4節 気象予報・警報等伝達計画

第1項 予報・警報等の種類・基準

第2項 注意報警報等の伝達系統

第3項 洪水予報・水防警報

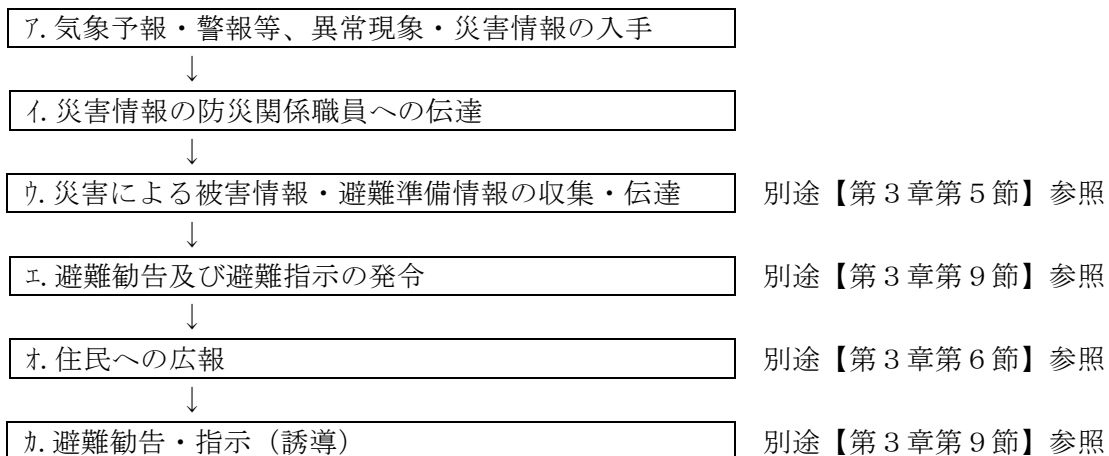
第1項 予報・警報等の種類・基準

《 基本方針 》

市域に災害の発生のおそれがある場合、気象業務法に基づいて発表される注意報及び警報、水防法に基づく水防警報、消防法に基づく火災気象通報等を市、関係機関、住民に迅速かつ確実に伝達するため、伝達系統を定めて適切な防災対策の実施を図るものとする。

1. 情報種類伝達の流れ

- (1) 情報の収集及び伝達事項は、おおむね次の内容である。
各班は、各種情報の緊急性、重要性等を判断し、必要な措置をとる。
なお、本節では下記のア. ～イ. の内容とし、ウ. 以下は別節で取り扱う。



2. 気象予報、警報等情報種類

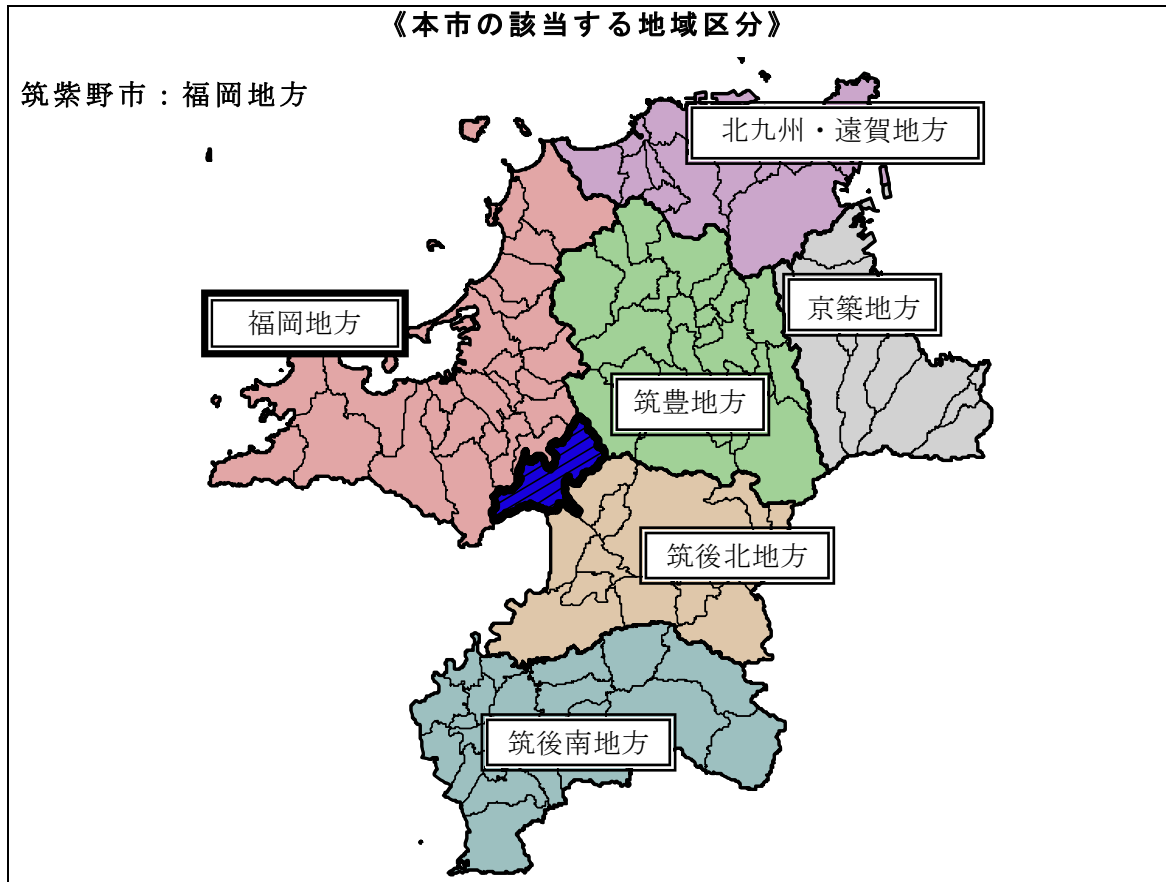
- (1) 気象予報、警報等情報の種類及び発表基準【資料編*1*2 参照】
注意報及び警報の種類並びに発表の基準は、資料編に示す。
気象予報、警報の発令は、福岡管区気象台から発表される気象予報、警報、種類及び発表の基準に準ずる。

*1 ● 資料 3.4.1 「注意報・警報・情報等の種類並びに発表の基準」

*2 ● 資料 3.4.2 「気象・火災の情報、注意報及び警報」

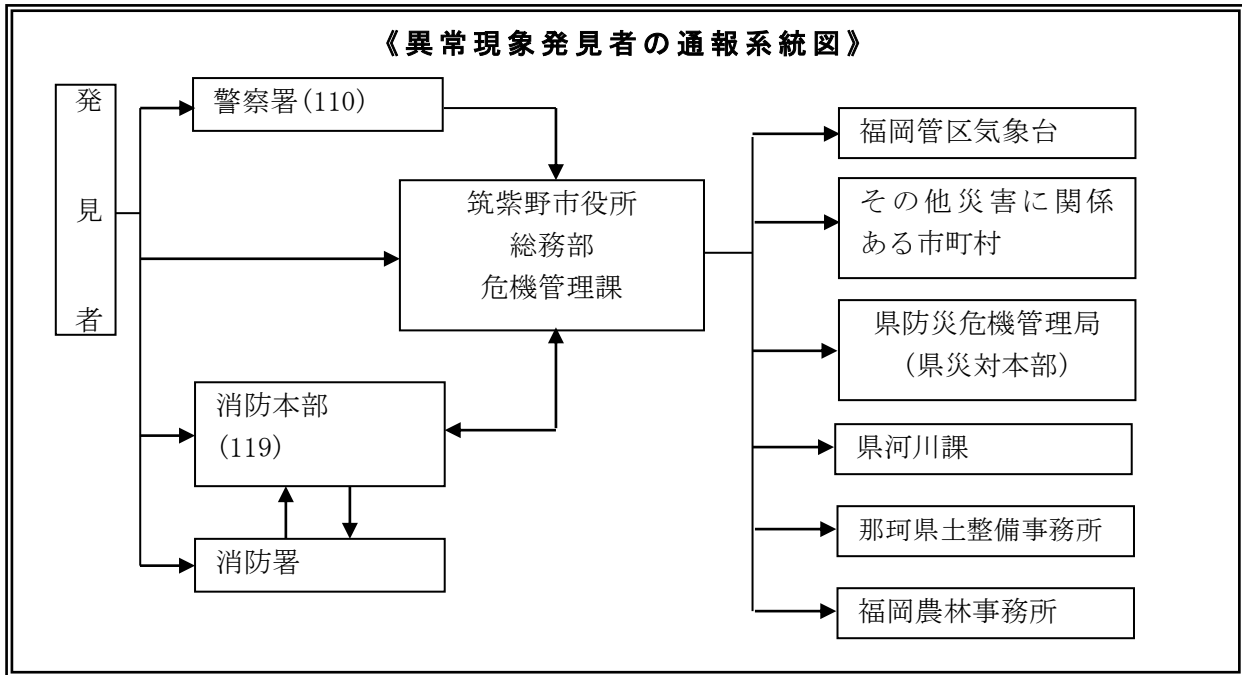
(2) 注意報・警報の地域細分

気象情報に伴う災害の発生が予想される地域を技術的に特定することができ、それが防災上、必要と考えられる場合には、地域を細分して注意報・警報を発表する。



(3) 異常現象等の通報（基本法第54条）

- 1) 災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市長または警察官に通報しなければならない。
- 2) 異常な現象等の通報を受けた警察官は、速やかに市長に通報しなければならない。
- 3) 異常な現象の通報を受けた市長は、福岡管区気象台及び県（消防防災指導課、那珂県土整備事務所、福岡農林事務所）その他関係機関に通報しなければならない。
- 4) 異常な現象とはおおむね次にあげる自然現象をいう。
 - ア. 気象に関する事項
著しく異常な気象現象 大雨、大雪、竜巻、強い降ひょう
 - イ. 地震に関する事項
頻発地震 数日以上にわたり頻繁に感ずるような地震
 - ウ. 水象に関する事項
異常河川増水



(4) 気象情報の役割

気象情報の機能は、次の3つに大別される。

《気象情報の役割》

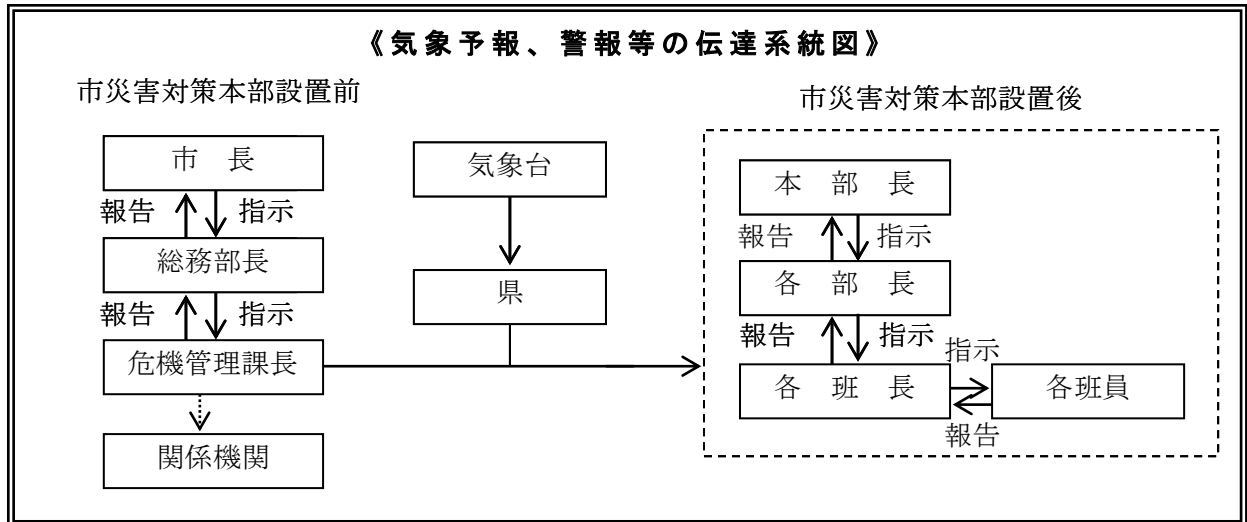
- 1) 注意報・警報を発表するには時期尚早であるが、注意報・警報に相当する現象条件が起こる可能性を前もって知らせるアラーム的機能。
- 2) すでに発表している注意報・警報では十分に表現できなかった気象事項や防災上の注意等を具体的に解説する補完的機能。
- 3) 観測結果、気象状況等を簡潔な表現で速報して更なる警戒を呼び掛ける速報的機能。
 この中には、記録的な1時間雨量(110 mm以上)を観測または解析した場合に発表する「記録的短時間大雨情報」がある。

第2項 注意報警報等の伝達系統

1. 気象予報、警報等の伝達計画【資料編*3 参照】

- (1) 気象台が発表する気象予報、警報等は、県知事からの伝達系統に従い、県防災行政無線にて市(危機管理課)及び消防本部等に伝達される。
- (2) 気象予報、警報や異常現象の伝達を受けた職員は、直ちに危機管理課長に報告し、市長の指示を受けるとともに、市災対本部を設置する場合はその指示等を各班に伝達する。
- (3) 市災対本部設置後、伝達系統図にしたがい、各部長は各班長から各班員に指示を行う。
- (4) 各班長不在の場合は、それぞれ各班の上席者がその任務を代行する。
- (5) 関係機関への連絡は、原則として電話にて行うこととするが、不必要な混乱を避けるため、連絡相手は各機関の責任者(あるいは責任者の指定した者)とする。
- (6) “総務班”“広報班”は、住民に広くかつ早急に伝達する必要がある場合には、市防災行政無線または広報車等による広報を行う。時間的余裕のない場合、臨機応変に対処し、経過を速やかに上司に報告する。

*3 ● 資料 3.4.3 「防災気象情報(注意報・警報・情報)伝達系統図」



(7) 伝達内容

- 1) 市災対本部等の設置及び廃止に関すること
- 2) 被害状況把握に関すること
- 3) 関係機関へ連絡すると認められる被害状況に関すること
- 4) その他防災上、必要と認められること

(8) 避難情報の基準

避難情報については、第3章第9節によるものとする。

2. 市から住民への周知方法

市は地域防災計画に基づき関係住民に対し、必要と認められる予報・警報だけでなく、予測される事態及びこれに対する取るべき措置の伝達周知を行う。

これらの一般的な周知方法は、次のとおりである。

(1) 直接的な方法

- 1) 電話、ファクシミリ、口頭による戸別連絡
- 2) 広報車による広報
- 3) インターネット、電子メール、防災アプリ等による伝達（市HP、防災メールまもるくん、ふくおか防災ナビ・まもるくん、緊急速報メールシステム等）

(2) 間接的な方法

- 1) 行政区長等を通じての連絡（固定電話、携帯電話）
- 2) 消防団等を通じての連絡

第3項 洪水予報・水防警報

1. 福岡管区気象台が行う水防活動用の予報及び警報

気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。

2. 福岡管区気象台・九州地方整備局が共同して行う洪水予報

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定による洪水予報及び警報は、知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。

3. 県が行う洪水予報の通知

1. 及び2. による水防活動用の予報及び警報を受けた県は、通信連絡システムにより各県土整備事務所、その他の出先機関及びその他の水防関係機関に通知し、各県土整備事務所は、関係水防管理者に通知する。

4. 水防警報

水防警報とは、水防法第16条第1項の規定に基づき、国土交通大臣は洪水、津波または高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川（湖沼または海岸）について、県知事は国土交通大臣が指定した河川（湖沼または海岸）以外の河川（湖沼または海岸）で、洪水（津波または高潮）により損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防のために行う警報をいう。

（1） 県知事による水防警報（水防法第16条）

知事は、国土交通大臣が指定したもの以外の河川（湖沼）で、洪水による被害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、そのおそれが強いと認めるときは、水防警報を発令する。

知事は、自ら水防警報を発令したときは、水防事項を水防管理者、その他の関係者に通知しなければならない。

5. 避難判断水位到達情報

避難判断水位とは、はん濫注意水位を超える水位で、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位で、避難情報の発令を判断する際の目安の一つとなるもの。県は水位情報周知河川として指定する河川の水位が避難判断水位に達したときは、関係水防管理者及び報道機関へ通知する。市は通知を受けたときは、住民への周知に努めるとともに、避難情報の発令について、他の情報も考慮しながら総合的に検討を行う。

6. 浸水想定区域における避難を確保するための措置（水防法第15条）

市長は、浸水想定区域の指定があったときは、少なくとも浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

- （1） 洪水予報等（気象庁、国土交通大臣、県知事が行う洪水予報）の伝達方法
- （2） 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- （3） 浸水想定区域内に地下街等または主として要援護者その他の特に防災上配慮を要する施設がある場合、これら施設名称及び所在地

7. 火災気象通報

(1) 火災気象通報（乾燥注意報、強風注意報、暴風・暴風雨警報）

- 1) 火災気象通報とは、消防法に基づいて福岡管区気象台が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を知事に通報する。知事はこの通報を受けたときは、直ちにこれを市長に通報しなければならない。これを受けた市長は、必要と認めた場合に火災警報を発令する。
- 2) 火災警報を行う場合の基準実効湿度が65%以下でかつ最小湿度が40%以下となるとき

(2) 火災警報

火災警報は、消防法に基づいて市長が火災気象通報を受けたとき、または気象の状況が火災予防上危険であると認めるとき、住民に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

火災警報の発令は次のような場合、消防法に基づき消防長が行う。

- 1) 知事から気象に関する通報を受け、火災の予防上必要と認めるとき
- 2) 気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき

《火災警報の発令》

火災気象通報を行う場合の基準は、次のどちらかを満たす場合である。

- 1) 実効湿度が 60%以下でかつ最小湿度が 40%以下となり最大風速が 7 m/s を超える見込みのとき。
- 2) 平均風速 10m/s 以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき。
(降雨、降雪中は通報しないこともある。)